

スウェーデン事業拠点設立 ガイドブック

2025 年 7 月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
ロンドン事務所
調査部

【免責条項】

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ロンドン事務所が現地会計事務所に作成委託した報告書（英語版）をジェトロにて日本語に翻訳したものです。本報告書は **2025 年 2 月**時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものです。が、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロに係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

目次

はじめに	1
I. スウェーデンの事業形態の概要	2
1. 有限会社 (Limited company)	2
2. 経済団体 (Economic association)	3
3. 有限責任パートナーシップ (Limited partnership)	3
4. パートナーシップ (Trading partnership)	3
5. 支店 (Branch offices)	3
II. 外資系企業が採用する典型的な事業形態の概要	4
1. 有限会社 (Limited companies)	4
(1) 概要	4
(2) メリット	5
(3) 留意点	5
2. 支店 (Branch offices)	5
(1) メリット	5
(2) 留意点	6
3. スウェーデンにおいて外資系企業が採用している事業形態の詳細	6
III. 登記手続の概要	8
1. 有限会社	8
(1) 登記書類の作成	9
(2) 株式の引受	9
(3) 銀行証書	9
(4) 基本定款への署名	9
(5) 書類の提出	9
(6) 最終的受益所有権 (Ultimate beneficial ownership)	10
(7) 外国直接投資 (Foreign Direct Investment, FDI)	10
(8) 設立後の継続的な要求事項	10
(9) 居住要件	11
(10) 解散	11
2. 支店	11
(1) 正式な意思決定	12
(2) 代表取締役 (Managing director) の任命	12
(3) 支店登記申請	12
(4) 設立後の継続的な要求事項	13
(5) 支店の閉鎖	14
IV. イミグレーションおよび入国管理	15
1. スウェーデンの就労許可を取得するための一般的なガイドライン	15
2. 就労許可の種類	16
(1) 標準的な就労許可	16
(2) 企業内転勤 (Intra-Corporate Transfer, ICT) 就労許可	17
(3) EU ブルーカード (EU Blue Card)	17
3. 一時的な就労許可証を保有している場合の家族の帯同	18
4. 永住許可	18
(1) 永住許可がある場合の家族の帯同	18

5.	就労許可の免除要件	19
6.	海外労働派遣者に関する法令 (Posted Workers Directive)	19
V.	雇用主の報告義務	21
1.	スウェーデンにおける事業体および恒久的施設を持つ事業体 (Permanent Establishment)	21
2.	スウェーデンで行われた労働に対して報酬を支払う、スウェーデンに恒久的施設を持たない事業体 (Non-established entities)	21
3.	所得税	23
4.	社会保障	24
VI.	要約	26
別紙 1	用語集	

はじめに

スウェーデン成長政策分析庁（Swedish Agency for Growth Policy Analysis）の最新の報告によると、2022 年時点でスウェーデンに進出している日系企業数は 278 社だった¹。このガイドブックは、スウェーデンでの事業拠点の設立や事業活動の開始を検討している日本企業に有益な情報を提供することを目的としている。

第 1 章では、スウェーデンの会社法に基づく既存の事業形態を紹介する。

第 2 章では、スウェーデンにおける外資系企業の最も一般的な事業形態である有限会社（Limited company）と支店（Branch offices）について、その利点と考慮すべき事項を紹介する。

第 3 章では、これら事業体の登記手続きについて説明する。

第 4 章では、スウェーデンにおける滞在許可証および就労許可証を取得するための概要を説明する。スウェーデンにおける最も一般的な種類の就労許可証の種類を要約し、就労許可証の免除規定および海外派遣労働者に関する法令（Posted Workers Directive）について説明する。

第 5 章では、雇用主の報告義務について説明する。

このガイドブックがスウェーデンにおける事業拠点設立や事業活動展開を検討されている読者の役に立てば幸いである。

2025 年 7 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ロンドン事務所

調査部欧州課

¹ スウェーデン成長政策分析庁、外国企業レポート（2024 年 4 月）

https://www.tillvaxtanalys.se/download/18.4642e51f192ff9dd504599c4/1731327987139/Statis-tik_2024_04_utl%C3%A4ndska_f%C3%B6retag_2022.pdf

I. スウェーデンの事業形態の概要

スウェーデンで事業活動を行う外国法人には、様々な事業形態がある。代表的な事業形態は、有限会社（**Limited company**, スウェーデン語は“Aktiebolag”）または支店（**Branch offices**, スウェーデン語は”Filial”）である。これらの事業形態が採用される理由はいくつかあり、本章や次章以降で解説する。なおこのガイドブックでは網羅性のために他の事業形態にも言及しているが、ここではこれら代表的な2つの事業形態に焦点を当てている。

スウェーデンで外国法人として事業活動を開始する前に、個々の状況に応じて最も適した事業形態を決定するために、税務上および法律上の助言を受けることが重要である。主な検討事項には、税務上の影響、スウェーデンにおける事業活動の種類と規模、計画活動期間、商業上の要件、雇用法上の検討事項、スウェーデンでの事業活動期間が含まれる。

スウェーデンの事業形態は、以下の表に概略を示すように、事業活動の内容に関して所有者が負う責任のレベルに基づいて、分類することができる。

一般的な所有者の法的責任レベル	事業形態
低	有限会社（ Limited company ）
	経済団体（ Economic association ）
中	有限責任パートナーシップ （ Limited partnership ）
高	パートナーシップ （ Trading partnership ）
	支店（ Branch offices ）

1. 有限会社（**Limited company**）

有限会社（**Limited company**, スウェーデン語は“Aktiebolag”）、株主が所有し独自の権利と責任を持つ法人である。ただし、有限会社の債務に対する株主の責任は限られている。有限会社は、公開有限会社（**Public limited company**）と非公開有限会社（**Private limited company**）の2に分類される。主な違いは、公開有限会社は自社株式を市場に公開し、一般投資家から資金調達ができることである。下表では、非公開有限会社と公開有限会社の違いについて、下表にまとめた。

基準	非公開有限会社	公開有限会社
最低資本金	SEK 25,000	SEK 500,000

最低限必要な取締役員数	取締役 (Ordinary Director) 1 名および副取締役 (Deputy Director) 1 名	取締役 3 名
代表取締役 (Managing director)	任意	必須
監査人	推奨される。会社の規模によっては必須となることもある。 監査人の必須有無の判断基準については、「Ⅲ 登録手続の概要」を参照されたい。	必須

本ガイドブックでは、有限会社に言及する場合、非公開有限会社を意図している。比較的小額の資本金で設立できることに加え、外国企業が単独で設立できることから、有限会社は外資系企業に適した事業形態である。

2. 経済団体 (Economic association)

経済団体 (Economic association, スウェーデン語は“*Ekonomisk förening*”) は、設立に際して資本金を必要としない法人である。ただし、経済的利益を共有する 3 人以上のパートナーを登録する必要がある。さらに、投資メンバー (Investing member) に分類されない限り、すべてのメンバーは経済団体に初期拠出金を支払い、同団体の経済活動に参加する義務がある。また、場合によっては同団体に年会費を支払う必要があることから、外国企業に採用されることは稀な事業形態である。

3. 有限責任パートナーシップ (Limited partnership)

有限責任パートナーシップ (Limited partnership, スウェーデン語は“*Kommanditbolag*”) は、少なくとも 1 人のジェネラル・パートナーと 1 人のリミテッド・パートナーを含む 2 人以上のパートナーを必要とする。次項に述べるパートナーシップ (Trading partnership) の一種である。有限責任パートナーシップは、パートナーからの資本金拠出を要件としない。ジェネラル・パートナーは、有限責任パートナーシップ内のすべての契約、債務、およびその他の法的責任に対して個人責任を負う。なお、少なくとも 2 人以上のパートナーが必要となるため、スウェーデンでの事業設立には不向きである。

4. パートナーシップ (Trading partnership)

パートナーシップ (Trading partnership, スウェーデン語は“*Handelsbolag*”) は、パートナーがパートナーシップ内の債務や負債に対して個人的に責任を負う法人である。2 人以上のパートナーを登録する必要があるが、パートナーからの資本金拠出は必要ない。なお、最低 2 人のパートナーが必要となるため、スウェーデンでの事業設立には不向きである。

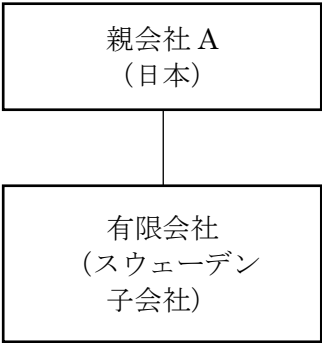
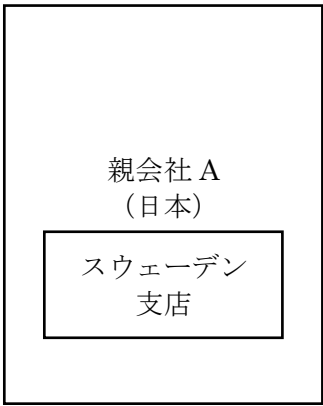
5. 支店 (Branch offices)

支店 (Branch offices, スウェーデン語は“*Filial*”) は外国に拠点をおく企業の一部であり、法人ではない。支店は、外国企業のスウェーデンの現地事務所と見做すことができ、独自の管理、独立した帳簿や法人識別番号を有する。ただし、独立した資本金はなく、支店内のすべての資産と負債は外国に本社をおく企業の総資産の一部となる。以上から、支店は

新しい法人を設立せずにスウェーデンで事業活動を展開したい外国企業にとって適した事業形態である。

II. 外資系企業が採用する典型的な事業形態の概要

下表は、スウェーデンにおいて外資系企業によって採用されることが多い、有限会社と支店の比較概要をまとめたものである。

	有限会社	支店
適用法令	スウェーデン会社法 〔Swedish Companies Act (SFS 2005:551)〕	外国支店規則 〔Foreign Branch Offices Act (SFS 1992:160)〕
事業形態の例		

有限会社と支店のメリットや留意点に関する詳細情報は、以下の通り。

1. 有限会社 (Limited companies)

(1) 概要

スウェーデンの有限会社は、外国に拠点を置く親会社とは別の法人であり、外国企業がスウェーデンでの事業活動の拠点を設立する際の一般的な選択肢である。この事業形態は、多くの場合、現地法人またはスウェーデン子会社と呼ばれる。支店とは異なり、スウェーデン子会社は独自に契約を締結することができ、独自の権利、資産、および負債に責任を負う。

スウェーデン子会社の所有者は株主である。外国に拠点を置く本社がスウェーデン子会社の株式の 100%を所有することが一般的である。なお、外国企業が既存の有限会社の少数株式を取得することは可能ではあるが、この方法では会社に対する支配力が低下するため、スウェーデンにて事業活動を開始する目的においては一般的な手段ではない。

(2) メリット

- 有限会社は独立した法人であり契約主体となることができるため、外国企業（日本親会社）はスウェーデン子会社の債務および負債に責任を負わない。
- スウェーデンにおける事業活動において紛争が発生した場合、有限会社が当事者となるため、外国に拠点を置く企業はスウェーデン子会社に向けられた法的および経済的影響から部分的に保護される。

(3) 留意点

- 最低 25,000 スウェーデン・クローネ（約 37 万円、1 スウェーデン・クローネ＝約 15 円）の株式資本が必要となる。
- スウェーデン企業登録局（Swedish Companies Registration Office , SCRO）から特別な許可を得た場合を除き、取締役会の少なくとも半数が欧州経済領域（European Economic Area, EEA）内に居住していなければならない。
- 会社の代表者〔代表取締役(Managing director)、取締役(Director)、又は署名権限者(Authorized signatory)〕のうち少なくとも 1 人はスウェーデンに居住していなければならない。ただし、代理人が選任されている場合はこの限りではない。
- 年次株主総会は毎年開催され、会計年度末から 6 カ月以内に財務諸表を採択しなければならない。
- 有限会社を清算する場合、清算手続きの完了までに通常 8～12 カ月を要する。しかし、有限会社におけるすべての資産と負債を事前に処理している場合、サービスプロバイダーへ売却を行い、手続きを迅速化することができる「クイック清算（Quick liquidation）」が利用できる。
- 資本金を入金するために、有限会社設立前に EEA 内の銀行の銀行口座を開設する必要がある。

2. 支店（Branch offices）

有限会社とは異なり、支店は法人格を持たず外国に本社を置く企業の一部である。したがって、第三者に対する契約当事者は、支店を通じて外国企業となる。つまり、支店におけるすべての権利および負債の義務は外国企業に帰属する。さらに、支店は外国企業と同じ事業内容で運営されなければならない。

支店に関連する最終的な損益は、外国企業に直接影響する。なお、支店が恒久的施設（PE : Permanent Establishment）とみなされた場合は、スウェーデンでの課税対象となる。

(1) メリット

- 支店には最低資本金の要件がない。
- 支店において別途取締役会を開催する必要はないが、SCRO によって免除されていない限り、EEA 内に居住する代表取締役を任命する必要がある。
- 年次株主総会は不要。

(2) 留意点

- 支店は独自の法人格を持っていないので、外国企業は支店におけるすべての債務や負債に対して責任を負う。
- 支店は、外国企業の会計帳簿とは別に、独自の会計帳簿を保持しなければならない。

3. スウェーデンにおいて外資系企業が採用している事業形態の詳細

以下の表において、有限会社と支店の詳細を比較した。

項目	有限会社	支店
SCRO による登記手続き標準期間 ²	7 営業日 ³	11 営業日 ⁴
登記費用	2,200 スウェーデン・クローネ ⁵	2,500 スウェーデン・クローネ ⁶
登記に必要な書類	- SCRO フォーム 816 - 基本定款 - 通常定款 - スウェーデンもしくは EEA 内の銀行による銀行証書 - 株式引受リスト	- SCRO フォーム 887 - 委任状 - 外国企業の登記事項証明書 - 外国企業が破産申請していないことの証明書 - 外国企業の通常定款 - 外国企業および該当する場合は親会社の、直近 2 期の決算書
株主	1 人以上	不要
年次株主総会	事業（会計）年度終了後 6 カ月以内に開催されなければならない	不要
取締役	最低 1 名の取締役 (Ordinary Director) と	不要

² 標準手続き期間は、不備がない申請書がすべて提出されたときからの期間である。また、手続き期間は変動することにも留意する。なお、処理状況は、SCRO の Web サイトにて確認することができ、毎日更新される。

<https://bolagsverket.se/en/omoss/varverksamhet/varservice/varahandlaggningstider.2081.html>

³ 2025 年 1 月 31 日時点

⁴ 2025 年 1 月 31 日時点

⁵ <https://www.bolagsverket.se/en/sjalvservice/avgifter/avgifterforaktiebolag.4358.html>

⁶ <https://www.bolagsverket.se/en/sjalvservice/avgifter/avgifterforfilial.4370.html>

	最低 1 名の副取締役 (Deputy Director)	
代表取締役	不要	必須
負債	スウェーデンの有限会社にて計上	外国企業が計上
財務諸表	事業（会計）年度終了後 7 カ月以内に SCRO に提出しなければならない。	スウェーデンにおける有限会社に相当する EEA 内の外国企業の支店は、外国企業の年次報告書の認証コピーを毎年提出しなければならない。 ただし、外国企業の会計記録とは別に、支店は独自の会計記録を保持しなければならない。 支店の会計記録は、年次決算書または年次報告書のいずれかを添付しなければならない。 支店の年次報告書を提出する法的要件はないが、必要に応じて提出は可能である。 外国に拠点を置く企業がスウェーデンにおける有限会社に相当しない場合は、支店の年次報告書を SCRO に提出する必要がある。
監査人	規定の閾値を超えた場合に監査の対象となる。閾値については次章を参照されたい。	規定の閾値を超えた場合に監査の対象となる。閾値については次章を参照されたい。

III. 登記手続の概要

1. 有限会社

スウェーデンで有限会社を設立するには、2 つの方法がある。SCRO を通じて設立する方法と、サービスプロバイダーを通じたシェルフカンパニー⁷の買収である。

SCRO を通じた新会社の設立には、通常、不備のない申請書を SCRO に提出してから約 2 ～3 週間かかる。ただし、申請前に、有限会社の資本金を預ける銀行口座を開設する必要がある。外資系企業の場合、銀行口座の開設はかなり複雑で時間のかかるプロセスであることが多く、銀行の担当者と有限会社の発起人との直接の面談が必要になることもある。

サービスプロバイダーを通じたシェルフカンパニーの買収は、買収におけるサービスプロバイダーの手数料を送金することを除けば、即座に実行可能である。株式資本は一時的にサービスプロバイダーの銀行口座に入金することができるため、外国に拠点を置く企業がシェルフカンパニーの支配権を獲得した後に、スウェーデンの有限会社名義の銀行口座を開設することができる。

シェルフカンパニーとは、サービスプロバイダーが新たに設立した資産または負債が存在しない会社である。シェルフカンパニーは、株式購入契約が署名され、サービスプロバイダーが資本金を受領後すぐに、委任状を介して利用できる。シェルフカンパニーに関する商号や取締役会等の変更に要する SCRO での標準所要時間は、約 25～30 営業日⁸である。

なお、このガイドブックでは、SCRO を通じた有限会社の設立について説明する。スウェーデンの有限会社を設立する手順は次の通りである。各項目の詳細については、次節以降で説明する。

項目	詳細
1. 会社設立のための申請書類の作成	有限会社の発起人は、基本定款と通常定款を作成しなければならない。基本定款には、株価、取締役に関する情報、通常定款案を記載する必要がある。
2. 株式の引受と資本金の払込み	有限会社の発起人は、基本定款に必要な情報を記載し、取得を希望する金額を引受ける。
3. 銀行証書	株式の払い込みが完了したことを示す銀行証書の取得。このため、設立予定有限会社の名義で銀行口座が開設されている必要がある。
4. 基本定款への署名	有限会社の発起人全員の署名が必要。

⁷ 行政書士や会社設立代理人があらかじめ定款に標準的な規定を備えた会社を登記し、まだ活動していない既成会社

⁸ 2025 年 1 月 31 日時点。処理に要する所要時間は変動することに留意する。所要時間については毎日更新され、SCRO の Web サイトで確認が可能である。

<https://bolagsverket.se/en/omoss/varverksamhet/varservice/varahandlaggningstider.2081.html>.

5. 申請書類の提出	SCRO への有限会社登記の申請と登記費用の支払い（2,200 スウェーデン・クローネ）。
6. 受益権（Beneficial ownership）情報の登録	有限会社は、SCRO への届け出により、会社の登記から 4 週間以内に、受益権（Beneficial ownership）に関する情報を登録しなければならない。

(1) 登記書類の作成

有限会社設立の最初の手順は、まず発起人が必要な書類を準備することである。必要書類には、基本定款と通常定款が含まれる。基本定款には、設立する会社の株価取締役に関する詳細情報が含まれ、通常定款には、総会の開催、株式および資本金の限度額、商号などの会社の規則が含まれる。

(2) 株式の引受

必要な書類を作成後、発起人は有限会社の株式を購入する（引受ける）ことができる。すべての引受人は、基本定款に署名し、購入する株式数を記載する必要がある。ただし、すべての発起人が有限会社の株式を引き受ける必要はない。

(3) 銀行証書

株式引受人が基本定款に記載されたら、引受人は資本金を特定の銀行口座に入金しなければならない。その後、発起人はスウェーデンの銀行または EEA 内の銀行から銀行証書を取得する必要がある。銀行証書はスウェーデン語で発行されるか、スウェーデン語に翻訳されなければならない。また、銀行証書は特別な書式で発行される必要があるため、通常の預金証書では資本金が支払われたことを証明することはできない。なお、銀行口座開設については、スウェーデンおよびヨーロッパの銀行規制によりかなり時間のかかるプロセスであり、銀行と発起人の間で対面での手続きが必要になる場合もある。そのため、会社設立の書類作成や株式引受けの前に、スウェーデンまたは EEA 内の銀行口座の開設手続きを開始することが望ましい。外国企業は、すでに利用している銀行におけるヨーロッパとのコネクションを利用して、EEA 内での銀行口座開設に関する支援を受けることが多い。

(4) 基本定款への署名

株式の引受けと資本金の払い込みが完了したら、発起人は基本定款に署名することができる。基本定款にすべての発起人の署名が完了すれば、有限会社が正式に設立される。

(5) 書類の提出

発起人は、有限会社の登記を申請するために、基本定款への署名後半年以内に基本定款、通常定款、銀行証書、株式引受リストと共にフォーム 816 を SCRO に提出しなければならない⁹。また、2,200 スウェーデン・クローネの登記手数料を支払わなければならない¹⁰。SCRO が申請を処理して有限会社を登録すると、有限会社に登録番号が割り当てられ、登

⁹ 登記申請フォーム

<https://bolagsverket.se/download/18.46f4138717c599ee403ab3fa/1675933779846/816e.pdf>

¹⁰ スウェーデン企業登録局（SCRO）のウェブページ（有限会社の登録手数料）<https://bolagsverket.se/en/sjalvservice/avgifter/avgifterforaktiebolag.4358.html>

記証明書が発行される。スウェーデン会社法の観点からは、登記証明書が発行されると有限会社は法人となり、スウェーデンで事業活動を開始することができる。

(6) 最終的受益所有権 (Ultimate beneficial ownership)

有限会社が登記された後、有限会社は登記日から 4 週間以内に最終受益者 (Ultimate beneficial owner, UBO) 情報を SCRO に登録しなければならない。UBO とは、議決権または有限会社に対する他の影響力を通じて、有限会社を最終的に所有または支配する 1 人または複数の自然人のことである。一般的には次のいずれかに該当すると、UBO とみなされる。

- 会社の議決権の 25%を直接または間接的に保有する、または
- 取締役会の取締役の半数以上を任命または解任する権利を有する。

ただし、株主間契約や通常定款、または類似の文書の規定によって有限会社に対する支配的影響力を得ることで、UBO であると認定される場合もある。

UBO が存在しないことが判明した場合、または入手可能な情報に基づいて UBO の有無を特定できない場合も、SCRO に登録する必要がある。なお、もし UBO が証券取引所に上場している場合、有限会社は受益所有権情報を登録する必要はない。

(7) 外国直接投資 (Foreign Direct Investment, FDI)

スウェーデンは、国家安全保障、公共の秩序、または安全を脅かす可能性のある投資を防止するため、外国直接投資 (FDI) の審査に関する包括的な規制を実施している。外国直接投資審査法 (Screening of Foreign Direct Investments Act (SFS 2023:560)) によると、「センシティブな活動」に従事するスウェーデン企業に影響を与える投資は、戦略製品検査局 (Inspectorate of Strategic Products, ISP) への通知が必要となる。

「センシティブな活動」の定義は広く、特に社会的機能を支える「必要不可欠なサービス」に関するものである。スウェーデン民間緊急事態庁 (The Swedish Civil Contingencies Agency) は、これらのサービスに関する更なる指針を提供している。設立された有限会社がセンシティブな活動または社会的機能を支える必要不可欠なサービスを含む事業活動を行うことを計画している場合、ISP への通知が必要となる。

(8) 設立後の継続的な要求事項

有限会社は、年次株主総会 (Annual General Meeting, AGM) の 6 週間前までに、取締役会報告書、損益計算書、貸借対照表、および注記を含む年次報告書を監査人に提出しなければならない。有限会社は毎年、会計年度末から 7 カ月以内、および年次株主総会での財務諸表採択から 1 カ月以内に、年次報告書を SCRO に提出しなければならない。これらの要求事項に違反した場合、提出遅延の罰則が課され、場合によっては強制清算につながる可能性がある。

小規模な有限会社に対しては、監査役の選任義務が免除される。ただし、過去 2 年間で以下の基準のうち少なくとも 2 項目を超えている場合は、監査人を任命する必要がある。

- 貸借対照表の総額：150 万スウェーデン・クローネ以上
- 純売上高：300 万スウェーデン・クローネ以上
- 従業員数：年平均 3 人以上

有限会社の場合、スウェーデン国外での帳簿資料を保管する場合の規則が存在する。すべての会計情報は、整理された状態で、安全かつ透明性を確保したうえで少なくとも 7 年間はスウェーデン国内に保管する必要がある。ただし、特定の条件下においては、機械読み

取り可能なデータを国外に保管することができる。例えば、連結目的でスウェーデン国外に帳簿資料を一時的に保管することは許可されている。

(9) 居住要件

有限会社の場合、常に満たされなければならない2つの居住要件がある。スウェーデン会社法 (Swedish Companies Act) によると、取締役 (Ordinary Director) および副取締役 (Deputy directors) の少なくとも半数は、EEA 内に居住していなければならない。この要件は職務別に判断される。

加えて、代表取締役 (Managing director) および代表取締役副社長 (Deputy managing director) は、EEA 内に居住していなければならない。有限会社がこれらの要件を満たすことができない場合は、居住要件の免除申請により、SCRO から特別な許可を取得する必要がある。状況に応じて、SCRO は申請毎に2年間の免除を認めることがある。

さらに、有限会社はスウェーデンに居住する代表者 [代表取締役 (Managing director)、取締役 (Director) 又は署名権限者 (Authorized signatory)] を置かなければならない。代表者がスウェーデンに居住していない場合は、手続代理人を選任する必要がある。手続代理人はスウェーデンに居住していなければならない。

(10) 解散

有限会社を解散するには、主に2つの方法がある。

任意清算は、有限会社が負債を支払うためにその資産を売却して会社を清算する手続きである。債務が支払われた後に残った剰余金は、有限会社の株主間で分割される。清算手続きが完了すると会社は消滅し、登記簿から抹消される。清算が完了するまでに通常約8～12カ月かかる。

クイック清算 (Quick liquidation) は任意清算と基本的に同じであるが、主な違いは、サービスプロバイダーが現在の株主から会社を購入した後、清算プロセスを行うことである。

まず清算される有限会社は、サービスプロバイダーに売却される前に資産と負債がゼロ状態に処理され、有限会社に何も存在しない状態となる。清算手続きが終了し会社が解散すると、サービスプロバイダーは元株主に手続きが完了したことを通知する。

有限会社が保有する資産、負債、契約がなく、従業員等がない場合等、クイック清算はスウェーデンにおける会社解散の最速の方法であり、手続きを開始し、数週間以内に完了することが可能である。ただし、事前に調整が必要な場合は、この方法はより時間がかかる可能性がある。

2. 支店

スウェーデンで支店を設立する手順は次の通りである。各項目の詳細については、次節以降で説明する。

1. 外国企業による正式な意思決定	外国企業は、スウェーデンに支店を設立することを意思決定する。
2. 代表取締役 (Managing director) の任命	外国企業は、支店の代表取締役 (Managing director) を任命する。代表取締役はスウェーデンで外国企業を代表す

	る無制限の権利を保有し、外国企業からの委任状を持っている必要がある。
3. SCRO に支店登記の申請書の提出	外国企業は、SCRO に支店登記を申請する。登録フォームとともに、以下の書類を SCRO に提出する必要がある。 ● 支店の代表取締役への委任状 ● 外国企業の詳細情報 ○ 外国企業の設立証明書 ○ 外国企業が破産宣告を受けていないことを証明する証明書 ○ 外国企業の通常定款 ○ 直近の2会計年度の外国企業の年次決算書、および該当する場合は外国企業の親会社の直近2会計年度の年次決算書 なお、併せて外国企業は SCRO に登記手数料 2,500 スウェーデン・クローネを支払わなければならない。

(1) 正式な意思決定

スウェーデンに支店を設立するための最初の手順は、外国企業内の適切な機関が、外国企業の本国の法律に従って、スウェーデン支店を設立することを正式決定することである。

(2) 代表取締役 (Managing director) の任命

スウェーデンに支店を設立する意思決定がなされたら、特別委任状を介して代表取締役 (Managing director) を任命し、次の権限を付与する必要がある。

- スウェーデンでの事業活動に関するすべての事項について、外国企業を代表して行動できる権限。
- 外国企業に代わって各種手続きを実施することができる権限。
- 外国企業を代表して、または別の人物を通じて発言および行動できる権限。

代表取締役は、EEA 内に居住している必要がある。居住していない場合、外国企業は、支店に代わって手続きを実施するために、スウェーデンに居住する人物を任命し、支店の居住要件の免除を SCRO に申請する必要がある。外国企業は、スウェーデンに支店を設立する際、EEA 外に居住する代表取締役を任命する場合は、その正当な理由を SCRO に通知し説明する義務がある。EEA 内諸国に拠点を持たない外国企業は、通常、支店の居住要件の免除を申請するか、支店の代表取締役に EEA 内に居住する人物を雇用することを選択する。

(3) 支店登記申請

支店登記を申請するには、SCRO フォーム 887 と以下の書類を SCRO に提出しなければならない。

- 支店代表取締役への委任状
- 以下を含む、外国企業の詳細情報。
 - 法人設立証明書
 - 外国企業が破産宣告を受けていないことを証明する証明書
 - 外国企業の通常定款
 - 直近の 2 会計年度の外国企業の年次決算書、および該当する場合は外国企業の親会社の直近 2 会計年度の年次決算書

外国企業は SCRO に対する登記費用 2,500 スウェーデン・クローネを支払う必要がある¹¹。SCRO による支店登記にかかる所要日数は通常約 11 営業日である¹²。

申請書が提出されると、SCRO は申請内容の審査を開始する。審査の中で、SCRO は特に代表取締役への委任状と支店の事業活動内容を審査する。また、支店が提案した商号を承認できるかどうかを決定する。申請を承認した後、SCRO は支店を登録し、支店に登記証明書を送付して、スウェーデンの登記番号を割り当てる。

(4) 設立後の継続的な要求事項

EEA 内諸国を拠点とする外国企業がスウェーデンにおける有限会社に相当する場合は、外国企業の年次報告書の認証コピーを毎年 SCRO に提出しなければならない。ただし、外国企業の会計記録とは別に、支店は独自の会計記録を保持する必要があり、年次決算書または年次報告書のいずれかで締める必要がある。支店の年次報告書を提出する法的義務はないが、必要に応じて対応する。

EEA 内諸国を拠点とする外国企業がスウェーデンにおける有限会社に相当しない場合は、支店の年次報告書も SCRO に提出しなければならない。年次報告書は、株主に提示された日から 3 カ月以内、および支店の会計年度末から 7 カ月以内に SCRO に提出する必要がある。支店がスウェーデンの会計帳簿に関する規則を遵守しない場合、刑事責任の対象となるので留意が必要である。

外国企業の種類別に支店に対する要求事項を下表にまとめた。

支店の種類	外国企業の年次報告書の SCRO への提出	支店の会計記録を締めるために必要な書類	支店の年次報告書の SCRO への提出
EEA 内を拠点とする外国企業が、スウェーデンにおける有限会社に相当する場合	必須	年次会計または年次報告書のいずれか	任意
EEA 内を拠点とする外国企業が、スウェーデンにおける有	必須	年次報告書	必須

¹¹ スウェーデン企業登録局 (SCRO) のウェブページ (支店の登録手数料)

<https://bolagsverket.se/en/sjalvservice/avgifter/avgifterforfilial.4370.html>

¹² スウェーデン企業登録局 (SCRO) のウェブページ (手続きの所用時間)

<https://bolagsverket.se/en/omoss/varverksamhet/varservice/varahandlaggningstider.2081.html>

限会社に相当しない 場合			
EEA 外を拠点とする 外国企業の支店の 場合	必須	年次報告書	必須

また、支店が過去 2 年間で以下の基準のうち少なくとも 2 項目を超えている場合は、監査人を任命する必要がある。

- 貸借対照表の総額：150 万スウェーデン・クローネ以上
- 純売上高：SEK 300 万スウェーデン・クローネ以上
- 従業員：年平均 3 人以上

会計情報は、整理された状態で、安全かつ透明性を確保しスウェーデン国内で 7 年間、保管する必要がある。ただし、特定の条件下においては、機械読み取り可能なデータは国外に保管することができる。例えば、連結目的でスウェーデン国外に会計帳簿を一時的に保管することは許可されている。

(5) 支店の閉鎖

支店を閉鎖するためには、SCRO の登記を抹消する必要がある。登記抹消手数料は無料であり、SCRO フォーム 889 の提出によって行われる¹³。SCRO が申請を処理すると、支店は SCRO の登録から抹消される。

¹³ 登記抹消申請フォーム

<https://www.bolagsverket.se/download/18.46f4138717c599ee403ab4cb/1663245407874/889e.pdf>

IV. イミグレーションおよび入国管理

1. スウェーデンの就労許可を取得するための一般的なガイドライン

EU/EEA 以外の国の個人がスウェーデンで就労するためには、一般的にスウェーデン移民局（Swedish Migration Agency）に就労許可証を申請し、許可を受ける必要がある。就労許可証が 3 カ月以上の期間で承認された場合は、同じ期間の居住許可証も承認される。就労期間が 3 カ月未満の場合、スウェーデンに入国するためには、就労許可に加えて入国ビザの申請も必要になる国もある。

スウェーデン移民局に就労許可を申請する場合、以下の条件が適用される。

- 就労許可証の申請には、スウェーデンで事業活動をしている登録済みの会社、支店、または取引先がスポンサーになる必要がある。スポンサーは雇用主（Employer）としても登録されている必要がある。
- 雇用主は、スウェーデン、EU/EEA およびスイスで、最低 10 日間求人広告を出さなければならない（一部例外が適用される場合がある）。
- 雇用主は、スウェーデンの労働協約で定められた条件、またはその職業や業界で慣習的な条件と少なくとも同等の雇用条件を提示しなければならない。
- 雇用主は、スウェーデンの労働協約で定められた条件、またはその職業や業界で慣習的な条件と少なくとも同等の給与を提示しなければならない。
- 雇用主は、被雇用者がスウェーデンで働き始める際に、健康保険、生命保険、労災保険、および年金保険を提供しなければならない。
- 被雇用者は有効なパスポートを所持していなければならない。
- 被雇用者のパスポートは、就労許可証が付与される前に確認されなければならない。確認はデジタルで行うか、大使館に出向いて行う。一般的に、日本国籍者はパスポートをデジタルで確認することができる¹⁴。

初めて就労許可証を申請する際の主な規則は、スウェーデン国外で申請し、許可されなければならないということである。スウェーデン移民局が就労許可証の申請を処理している間、スウェーデンに滞在することは通常認められていない。例外が適用されることもあるが稀であり、状況に応じて評価される¹⁵。

就労許可の証明として、被雇用者は居住許可証を受け取る。日本人を含め、スウェーデン入国にビザを必要としない国民は、スウェーデンに入国後、スウェーデン移民局のいずれかの事務所で滞在許可証のための生体認証を提出することができる。被雇用者がスウェーデン入国に入国ビザが必要な場合は、国外のスウェーデン大使館で生体認証を提出し、スウェーデンに入国する前に滞在許可証を発行してもらう必要がある。

就労許可証は一度に最長 2 年間付与され、その後も一度に 2 年間延長することができる。試用期間のある雇用の場合、就労許可証は試用期間と同じ期間に限定される。

最初の 2 年間は、就労許可はスウェーデン移民局への申請に記載された職業（Profession）と雇用主（Employer）に制限される。被雇用者が職業または雇用主を変えたい場合は、新しい職務を開始する前に、就労許可証の更新申請を新たに提出する必要

¹⁴ スウェーデン移民局（Migrationsverket） ”Digital Passport Check”

<https://www.migrationsverket.se/en/word-explanations/digital-passport-check.html>

¹⁵ 外国人法第 5 章第 18 条（5 kap. 18 § utlänningslagen）

https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/utlanningslag-2005716_sfs-2005-716/#K5

がある。2年経過すると、就労許可証による制限は職業のみになる。この場合、被雇用者は新しい申請なしで雇用主を変更できる。ただし、職業を変更する場合は新しい申請が必要となる¹⁶。

2. 就労許可の種類

スウェーデンでは、異なるタイプの雇用や状況に応じて、様々な種類の就労許可証がある。スウェーデンで雇用され、永住または一定期間スウェーデンに移住する被雇用者や、特定のプロジェクトのみに一時的に従事する被雇用者のための、最も一般的な就労許可証の概要を下記にまとめた。

(1) 標準的な就労許可

標準的な就労許可証は、スウェーデンにおける短期および長期雇用の双方に適している。現地採用の場合、求職者に内定を提示し労働契約が締結される前に、少なくとも10日間求人広告が出されていなければならない。就労許可証の申請を円滑に行うため、スウェーデン公共雇用サービス（Swedish Public Employment Service）のウェブサイトを利用して求人広告を出すことが望ましい¹⁷。雇用契約は、求人広告が少なくとも10日間掲載されるまでは締結しないことが推奨される。

標準的な国内就労許可証の資格を得るためには、被雇用者は前項（IV.1 項）で既に述べた要件に加えて、スウェーデンの給与の中央値の少なくとも80%に相当する給与が提示されなければならない。現在、これは月額2万8,480スウェーデン・クローネに相当する。給与要件は毎年更新されるので留意されたい。なお、申請が提出された時点の給与中央値が考慮される。

さらに、被雇用者の給与は、スウェーデンの労働協約、または特定の職業や業界内の慣習に従う必要がある。従って、被雇用者の職業によっては、給与要件が月額2万8,480スウェーデン・クローネを超える場合がある¹⁸。

スウェーデン移民局が発行する標準的な就労許可証は、企業が事業を行っている業界や被雇用者の職業に応じて4つに分類される。就労許可証申請の処理に要する標準所要時間は、就労許可の分類によって30日から4カ月と幅が広い。建設業等の高リスク産業に従事していない、高度な資格を持つ被雇用者の就労許可証申請の場合は、30日以内という処理時間の目標設定がされている¹⁹。

高度な資格を持つ職業は、「SSYK」コード（Standard för svensk yrkesklassificering）によって定義されている。SSYKコードが1から3で始まる場合は、高度な資格を持つ職業と見なされる。スウェーデン移民局によって追加情報が要求された場合は、就労許可証申請の処理時間は最大で4カ月かかる可能性がある。リスクの高い業界とスキルの低い職業の場合、手続きに約4カ月かかると見積もられている。

¹⁶ スウェーデン移民局（Migrationsverket）, “Extending a work permit”

<https://www.migrationsverket.se/English/Private-individuals/Working-in-Sweden/Employed/If-you-are-in-Sweden/Extending-a-permit.html>

¹⁷ スウェーデン移民局（Migrationsverket）, “When you are employing someone from a country outside the EU”, <https://www.migrationsverket.se/English/Other-operators/Employers/Employing-people-from-non-EU-countries/When-you-are-employing-someone.html>

¹⁸ スウェーデン移民局（Migrationsverket）, “Maintenance requirements for work permits”・<https://www.migrationsverket.se/English/Private-individuals/Working-in-Sweden/Employed/Work-permit-requirements/Maintenance-requirement-for-work-permits.html>

¹⁹ スウェーデン移民局（Migrationsverket）, “Complete applications lead to quick decisions for highly skilled workers.” <https://www.migrationsverket.se/English/Other-operators/Employers/News-archive-for-employers/Nyheter-Employers/2024-05-06-Complete-applications-lead-to-quick-decisions-for-highly-skilled-workers.html>

(2) 企業内転勤 (Intra-Corporate Transfer, ICT) 就労許可

ICT 許可証は、EU/EEA およびスイス以外の国の企業に属し、グループ内のスウェーデン企業に管理職や専門職として勤務する場合、または最低 90 日間の実践的なトレーニングを受ける場合に適している。さらに、当該者はスウェーデンに転勤前に少なくとも 3 カ月間継続的に雇用されている必要があり、また転勤前に EU に居住することはできない。就労許可証の申請において ICT に該当すると判断された場合、ICT に関する規制は標準的な国内就労許可証よりも優先されるため、別の就労許可を申請することはできない。上記の要件を満たさず、被雇用者が同じ企業グループ内でスウェーデンに転勤する場合は、標準的な国内就労許可証を申請する必要がある。

スウェーデン移民局は、管理職を「指導的役割を担い、会社の運営を監督し、取締役会の指示を受ける人」と定義している。専門職は、「企業の事業、技術、または経営の分野に不可欠な専門知識を持つ人」と定義している。スウェーデン移民局は、受入れ企業に関連する知識を評価するだけでなく、当該者が高いレベルの専門知識と適切な専門的経験を持っているかどうかにも評価する。これには、公式に認められた専門資格が含まれる場合もある²⁰。また、標準的な国内就労許可証同様、給与はその職業や業界の慣習的な基準に沿っている必要がある。なお、スウェーデンの給与の中央値の 80% という給与要件は、ICT 就労許可には適用されない。

ICT 就労許可は一度に最大 3 年間付与され、それ以上延長することはできない。被雇用者が 3 年後に新しい ICT 就労許可を申請したい場合は、EEA から出国し再度新しい申請を提出する必要がある。

また、被雇用者は、ICT 就労許可証申請に当たって、スウェーデンでの医療をカバーする包括的な健康保険に加入、または加入申請をしていることを示さなければならない。スウェーデンでの滞在予定期間が 1 年未満の場合、健康保険は滞在期間全体をカバーする必要がある。ICT 就労許可証の申請処理に要する期間の目安は 30 日で、EU 法により 90 日を超えることはない。なお、スウェーデン統計局 (Statistics Sweden) は職種別の給与統計を毎年公開している²¹。

(3) EU ブルーカード (EU Blue Card)

EU ブルーカードは就労許可証の一種で、高度な技能を持つ非 EU 国民が現地で雇用を提供された場合に適している。EU ブルーカードを取得するためには、180 単位に相当する高等教育を受けているか、5 年間の専門的な経験があり、スウェーデンの平均総所得の 1.25 倍以上の所得を得ている必要がある。スウェーデンの大学での 180 単位は、学士号に相当する。平均給与総額の上昇に伴い、給与要件は毎年引き上げられている。EU ブルーカードの 2025 年 2 月現在の給与要件は月額 4 万 9,875 スウェーデン・クローネである²²。

雇用主は、被雇用者と雇用契約を結ぶ前に、EEA およびスイス国内で少なくとも 10 日間求人広告を出す必要がある。さらに、被雇用者はスウェーデンでの全滞在期間をカバーする包括的な健康保険に加入、または加入申請している必要がある。

²⁰ スウェーデン移民局 (Migrationsverket) , "ICT permits",

<https://www.migrationsverket.se/English/Private-individuals/Working-in-Sweden/Employed/Special-rules-for-certain-occupations-and-citizens-of-certain-countries/ICT-permit.html>

²¹ スウェーデン統計局 www.statistikdatabasen.scb.se

²² スウェーデン移民局 (Migrationsverket) , "EU Blue Card"

<https://www.migrationsverket.se/English/Private-individuals/Working-in-Sweden/Employed/Special-rules-for-certain-occupations-and-citizens-of-certain-countries/EU-Blue-Card.html>,

標準的な国内就労許可証と同様、EU ブルーカード許可証は雇用期間とパスポートの有効期間が同じであることを条件に、最長 2 年間付与される。パスポートの有効期限を過ぎてスウェーデンでの居住許可を得ることはできない。

最初の 2 年間は、EU ブルーカードは特定の雇用主と職業に制限される。スウェーデンで 2 年経過後、EU ブルーカードによる制限は職業のみになる。2025 年 1 月 1 日から新しい規則が施行され、雇用主または職業に限定された EU ブルーカードを持つ被雇用者が、職業を変える場合、スウェーデン移民局にその旨を通知する必要がある。また、雇用条件が変更された場合にも、スウェーデン移民局に通知する必要がある²³。

本規則は雇用主または職業を変更する際に、都度新しい就労許可申請が必要となる標準的な国内就労許可証と比較して有益である。EU ブルーカードの申請処理に要する期間の目安は 30 日で、EU 法により 90 日を超えることはない。

3. 一時的な就労許可証を保有している場合の家族の帯同

一時的な居住許可と就労許可証を保有している非雇用者の家族は、被雇用者と同期間の居住許可証を取得することができる。16 歳以上の家族も、就労許可証が少なくとも 6 カ月有効で、スウェーデンでのあらゆる仕事に就くことが許可されている場合は、就労許可証を取得できる。就労許可証保有者の帯同家族に対する就労許可証は、特定の雇用主や職業に限定されない。家族とは、配偶者、同居パートナー、登録パートナー、および 21 歳未満の未婚の子供と定義される。21 歳以上の子供は、一般的に家族としての居住許可は付与されない²⁴。

居住許可を申請する家族がいる場合は、被雇用者に扶養要件が適用される。つまり、被雇用者は、自分と帯同家族の住居費と生活費をカバーする収入が必要となる²⁵。

4. 永住許可

過去 7 年間にスウェーデンで 4 年間の就労許可証を取得していた被雇用者は、永住許可証を取得できる可能性がある。要件は、就労許可の要件を満たしながら、スウェーデンで少なくとも 44 カ月以上就労していることである。

永住許可を取得するためには、被雇用者は、雇用を通じて自活できる長期的な能力がなければならない。また、被雇用者が秩序ある生活を送っていることも必要であり、これはスウェーデン移民局が永住許可証を付与する前に犯罪歴を審査することを意味する²⁶。

(1) 永住許可がある場合の家族の帯同

被雇用者が永住許可を取得した場合は、帯同家族に対して異なる規則が適用される。永住許可を持つ被雇用者は、居住許可を申請する帯同家族を含めた生活費と住居費をカバーす

²³ Ibid; Migrationsverket “New EU Blue Card rules now apply,” <https://www.migrationsverket.se/English/Private-individuals/Working-in-Sweden/Nyhetsarkiv/2025-01-07-New-EU-Blue-Card-rules-now-apply.html>

²⁴ Migrationsverket, “Permits for family members of a person who has a work permit,” <https://www.migrationsverket.se/English/Private-individuals/Working-in-Sweden/Permits-for-family-members.html>

²⁵ Migrationsverket “Maintenance for employees who wish to bring their family to Sweden,” <https://www.migrationsverket.se/English/Private-individuals/Working-in-Sweden/Permits-for-family-members/Support-the-family.html>.

²⁶ スウェーデン移民局 (Migrationsverket) , “Extending a work permit,” <https://www.migrationsverket.se/English/Private-individuals/Working-in-Sweden/Employed/If-you-are-in-Sweden/Extending-a-permit.html>.

る収入がなければならない。また、被雇用者は適切な広さと標準的な基準を満たす住居を確保している必要がある²⁷。

家族とは、配偶者、同居パートナー、登録パートナー、および 18 歳未満の未婚の子供と定義される。親が永住許可を得ている場合、18 歳以上の子供は一般的に家族としての居住許可を得ることができない²⁸。

5. 就労許可証の免除要件

一般的に、非 EU 諸国の市民がスウェーデンで働くには、スウェーデン移民局が発行する就労許可証が必要である。しかし、法律には一定の免除規定があり、就労許可証なしで、スウェーデンで特定の事業活動を行うことが可能である²⁹。被雇用者のスウェーデンでの滞在および就労の権利を確認するのは雇用主の責任である。被雇用者がスウェーデン移民局から就労許可証の免除を得るための正式な申請手続きはない。従って、就労許可証の免除は個別で評価し、慎重に利用しなければならない。

日本人は、180 日間の内、90 日間まで観光目的でスウェーデンに滞在することができる。日本人の被雇用者がスウェーデンで就労許可要件を免除される事業活動を行う場合、スウェーデンでその活動を行うために追加のビザや就労許可証は必要ない。ただし、就労許可要件を免除されている被雇用者がスウェーデンで 3 カ月以上働く場合は、別途滞在許可証を申請する必要がある³⁰。

6. 海外労働派遣者（赴任者）に関する法令（Posted Workers Directive）

赴任（Posting）とは、海外の雇用主が特定の期間サービスを提供するために、被雇用者をスウェーデンに派遣する状況を指す。赴任には開始日と終了日が指定されている必要があり、スウェーデンにサービスの受領者がいる必要がある。サービス受領者は、サービスの対価を支払う企業、組織、または個人である。赴任者の権利を確実に保護するため、赴任者に適用される規則は、EEA 諸国で標準化されている。スウェーデンではスウェーデン労働環境局（Swedish Work Environment Authority）が、スウェーデンに赴任する被雇用者を抱える雇用主の連絡窓口となっている³¹。

国外の雇用主が被雇用者をスウェーデンのサービス受領者のために派遣する場合、派遣元雇用主は、赴任者がスウェーデンで業務を開始する日までに、スウェーデン労働環境局にて当該派遣を登録する必要がある。登録に際して、スウェーデン労働環境局からの承認は必要とされない。さらに、雇用主はスウェーデンのサービス受領者に、当該登録が完了したことを確認する文書を提供する必要がある。サービス受領者が赴任者のスウェーデンで

²⁷ スウェーデン移民局（Migrationsverket）, “Residence permit to move to a spouse, registered partner or cohabiting partner in Sweden”.
<https://www.migrationsverket.se/English/Private-individuals/Moving-to-someone-in-Sweden/Spouse-registered-partner-or-cohabiting-partner.html>,

²⁸ スウェーデン移民局（Migrationsverket）, “Residence permit for children”,
<https://www.migrationsverket.se/English/Private-individuals/Moving-to-someone-in-Sweden/Residence-permit-for-children.html>,

²⁹ 労働許可免除規定 [5 kap. 2 §. utlänningsförordning (2006:97)] .
https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/utlanningsforordning-200697_sfs-2006-97/

³⁰ スウェーデン移民局（Migrationsverket）, “Exemptions for the work permit requirements”
<https://www.migrationsverket.se/English/Private-individuals/Working-in-Sweden/Employed/Special-rules-for-certain-occupations-and-citizens-of-certain-countries/Exemptions-from-the-work-permit-requirements.html>,

³¹ スウェーデン労働環境局（Arbetsmiljöverket）, “Posting”,
<https://www.av.se/en/work-environment-work-and-inspections/foreign-labour-in-sweden/posting-foreign-labour-in-sweden2/>.

の業務開始日から 3 日以内に当該確認書を受領しなかった場合、スウェーデン労働環境局にその旨を報告する必要がある。さらに、派遣元雇用主はスウェーデンでの連絡担当者を任命し、任命した旨をスウェーデン労働環境局に報告しなければならない。これらの規則を遵守しなかった場合、派遣元雇用主またはサービス受領者に制裁金が課される可能性がある³²。

³² 労働者の派遣に関する法律（1999:678）第 29,32,27 条（29–32 & 37 §§ Lag (1999:678) om utstationering av arbetstagare） .
https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/lag-1999678-om-utstationering-av-arbetstagare_sfs-1999-678/

V. 雇用主の報告義務

1. スウェーデン法人および恒久的施設 (Permanent Establishment)

スウェーデンの雇用主は、被雇用者の給与から源泉徴収税を控除し、控除した金額をスウェーデン国税庁 (Swedish Tax Agency) に支払う義務がある。控除額は、被雇用者ごとの税率によって決定される。スウェーデン国税庁が被雇用者に正しく税金を割り当てるために、被雇用者の識別番号 (通常は個人識別番号(Personal identification number)またはコーディネーションナンバー (Coordination number)を報告に含める必要がある³³。

源泉徴収税を控除する義務がある雇用主は、雇用主税申告書 (PAYE レポート) を毎月スウェーデン国税庁に提出する必要もある。提出に際しては被雇用者ごとのフォーム (個別フォーム) と、毎月の概要を示すフォーム (メインフォーム) が必要となる。個別フォームには、報酬の種類(例: 現金、様々な種類の福利厚生)、報酬がスウェーデンの社会保障拠出金の基礎となるかどうか、勤務先、欠勤理由など、被雇用者固有の情報が含まれる³⁴。

個別フォームやメインフォームは、スウェーデン国税庁の Web サイトからオンラインで提出することも、書面で提出することもできる。オンライン申請は、ウェブサイト直接向け情報を直接入力するか、必要情報を入力したエクセル (XLM) ファイルをアップロードして行うことができる。後者の方法は、多くの被雇用者に関する報告が必要な場合に有用である。たとえ当月に報酬が支払われない場合でも、メインフォームは提出する必要がある (報酬を 0 として報告する)。

被雇用者がスウェーデン税法上の居住者、非居住者であるかに関わらず、スウェーデンの規則に従って雇用主の税務申告書を提出する必要がある³⁵。

スウェーデンの社会保険に加入している被雇用者については、雇用主が社会保険料を支払わなければならない。保険料の支払いについては満額 (被雇用者の総月収の 31.42%) である場合もあれば、被雇用者が他国の社会保障制度に加入しているために全額または一部が減額される場合もあることに留意が必要である。社会保険に関する詳細については、次節以降を参照されたい。

雇用主は、スウェーデン国税庁に報告した内容を被雇用者に通知する義務がある。これは、毎月の給与明細書で行うことができる。

2. スウェーデン国内での業務に対して報酬を支払う、スウェーデンに恒久的施設を持たない事業体 (Non-established entities)

スウェーデンにおける雇用主の報告義務は、一般的に被雇用者およびスウェーデンにおける潜在的な納税義務に関連している。従って、通常、雇用主がどのような報告義務を負うかを判断するために、被雇用者の個々の状況を確認する必要がある。これは、スウェーデンに被雇用者を赴任させている外国企業にとって特に重要である。

³³ スウェーデン国税庁 (Deducted tax)

<https://skatteverket.se/servicelankar/otherlanguages/inenglishengelska/businessesandemployers/startingandrunningaswedishbusiness/declaringtaxesbusinesses/filingapayerreturn/deductedtax.4.2fb39afe18dabf1e4d255d0.html>

³⁴ スウェーデン国税庁 (How to fill in the PAYE return)

<https://www.skatteverket.se/servicelankar/otherlanguages/inenglishengelska/businessesandemployers/startingandrunningaswedishbusiness/declaringtaxesbusinesses/filingapayerreturn/howtofillinthepaytaxreturnboxbybox.4.309a41aa1672ad0c8379f84.html>

³⁵ スウェーデン国税庁 (Filing a PAYE return)

<https://www.skatteverket.se/servicelankar/otherlanguages/inenglishengelska/businessesandemployers/startingandrunningaswedishbusiness/declaringtaxesbusinesses/filingapayerreturn.4.2cf1b5cd163796a5c8b107cd.html>

外国法人がスウェーデンで行われた労働に対して報酬を支払う際に、被雇用者がスウェーデンで納税義務を負っている場合は、報酬から税金を源泉徴収する義務がある。主な規則は、30%の源泉徴収税を控除するか、被雇用者が非居住者とみなされる場合は 25%を控除することである³⁶。

スウェーデンに恒久的施設を持たない事業体は、該当する場合、被雇用者の総所得の 19.8%の減額された社会保険料を支払う。雇用主と被雇用者は、被雇用者が社会保険料の支払いと報告の義務を負うことに合意することもできる³⁷。

スウェーデンで行われた労働の報酬に対して源泉徴収税を控除する義務がある外国法人は、外国の雇用主として登録し、毎月の雇用主税申告書（PAYE）をスウェーデン国税庁に提出する必要がある。また、毎年「特定情報」をスウェーデン国税庁に提出し、スウェーデンでの事業活動を申告する必要がある³⁸。

スウェーデン国税庁に対する報告は外国企業が行うべきであるが、負担を軽減するために代理人を利用することもできる。

被雇用者がスウェーデンで労働をしていない場合でも、雇用主がスウェーデン国税庁に登録されている限り報告義務がある。雇用主税申告書の提出義務を解消したい場合は、スウェーデン国税庁における登録を解除する必要がある。報告が行われない場合は、遅延申告手数料が発生する。

外国企業がスウェーデンで行われた業務の代金を別の企業に請求書を発行する場合、支払い企業は請求額の 30%を源泉徴収税（暫定的法人税）として控除する義務が発生する可能性がある。支払を受け取る外国企業が F-tax に登録されている場合や、支払い法人がスウェーデン国税庁から徴収の義務を免除されている場合は、このような源泉徴収義務はない³⁹。

2021 年 1 月 1 日から、スウェーデン企業（スウェーデンに恒久的施設を持つ外国企業を含む）に雇用された被雇用者が、スウェーデンに経済的な雇用主（Swedish economic employer）を有すると見なされる場合、スウェーデンで納税義務を負うという規則が適用される。この規則により、スウェーデンで納税義務を負う被雇用者と、彼らに報酬を支払う法人の範囲が拡大される。

被雇用者がスウェーデンの経済的雇用主のために働いている場合、その経済的雇用主のために行った労働に対する所得に対してスウェーデンで納税する義務がある。スウェーデン企業や恒久的施設が経済的雇用主とみなされるが、外国企業にも義務が生じる場合がある。

³⁶ スウェーデン国税庁（Information for non-Swedish enterprises）
<https://www.skatteverket.se/servicelankar/otherlanguages/inenglishengelska/businessesandemployers/newtaxregulationsfrom2021regardingworkinsweden/informationfornonswedishenterprises.4.5b35a6251761e69142034e8.html>

³⁷ スウェーデン国税庁（Employers without a permanent establishment in Sweden）
<https://skatteverket.se/servicelankar/otherlanguages/inenglishengelska/businessesandemployers/startingandrunningaswedishbusiness/declaringtaxesbusinesses/payefornonestablishedbusinesses/employerswithoutapermanentestablishmentinsweden.4.2b543913a42158acf800024359.html>

³⁸ スウェーデン国税庁（Information for non-Swedish enterprises）
<https://www.skatteverket.se/servicelankar/otherlanguages/inenglishengelska/businessesandemployers/newtaxregulationsfrom2021regardingworkinsweden/informationfornonswedishenterprises.4.5b35a6251761e69142034e8.html>

³⁹ スウェーデン国税庁（Information for non-Swedish enterprises）
<https://www.skatteverket.se/servicelankar/otherlanguages/inenglishengelska/businessesandemployers/newtaxregulationsfrom2021regardingworkinsweden/informationfornonswedishenterprises.4.5b35a6251761e69142034e8.html>

スウェーデン企業や恒久的施設が被雇用者の経済的雇用主であるかどうかを判断するためには、例えば以下のような複数の要素を考慮する必要がある。

- どの事業体が被雇用者に指示を出し、懲戒権限を持ち、スケジュールや休暇の決定権を持っているか。
- どの事業体が作業現場を管理し、そこで行われる作業を管理し（労働者数、必要な資格を含む）、被雇用者に必要な備品を提供しているか。
- どの事業体が被雇用者の労働にかかる費用を負担しているか。
- どの事業体が労働契約を締結し、解除する権限を持っているか。

被雇用者が連続して 15 日超働かず、年間の勤務日数が合計 45 日以下の場合、その被雇用者は雇用されたとは見なされない⁴⁰。

3. 所得税

スウェーデンで就労する個人は、通常、以下の場合にスウェーデンでの給与所得に対して納税義務を負う。

- スウェーデン国内法に基づく税法上の居住者である。
- 12 カ月の期間中に 183 日超スウェーデンに滞在している。
- スウェーデン企業、またはスウェーデンに恒久的施設を持つ外国企業から報酬を受け取っているか、報酬費用がそのような事業体に請求されている。
- スウェーデン企業またはスウェーデンに恒久的施設を持つ外国企業から雇用されている（スウェーデンの経済的雇用主）。

スウェーデンに居住している、定期的に滞在している、またはスウェーデンと「重要な関係」を持っている場合、個人はスウェーデンの税法上の居住者と見なされる。スウェーデンに定期的に滞在しているとは見なされるには、6 カ月超連続してスウェーデンに滞在することが主な条件となる。スウェーデン国外での短期滞在は通常考慮されず、税法上の居住者であるかどうかの評価が複雑になることもある⁴¹。

スウェーデンの税法上の居住者は、毎年所得税申告書を提出する必要がある、全世界所得が、国内規定に従ってスウェーデンの課税対象となる。税法上の居住者の給与所得に対する税率は約 30%から 50%の範囲で変動するが、これは税控除や減税を考慮しない場合の範囲である。該当する場合二重課税防止条約が適用され、課税が軽減される⁴²。

税務上のスウェーデンの非居住者は、スウェーデンでの限定的な納税義務を負うことになり、スウェーデンにおける所得のみが課税対象となる。一般的に、1 年間のうち 6 カ月超スウェーデンに滞在しない場合、非居住者とみなされる。スウェーデンで物理的に行われ

⁴⁰ スウェーデン国税庁（Those who receive payment from a non-Swedish employer）

<https://www.skatteverket.se/servicelankar/otherlanguages/inenglishengelska/businessesandemployers/newtaxregulationsfrom2021regardingworkinsweden/thosewhoreceivepaymentfromanonswedishemployer.4.5b35a6251761e6914202ed7.html#Bosattutomlands>

⁴¹ スウェーデン国税庁（Liability for taxation）

<https://www.skatteverket.se/servicelankar/otherlanguages/inenglishengelska/individualsandemployees/newinswedenandwillbeemployedhere/liabilityfortaxation.4.676f4884175c97df41930a7.html>

⁴² スウェーデン国税庁（Do I need to file a tax return?）

<https://www.skatteverket.se/servicelankar/otherlanguages/inenglishengelska/individualsandemployees/declaringtaxesforindividuals/doineedtofileataxreturn.4.7be5268414bea064694c5f1.html>

た労働に対する給与所得は課税対象となる。非居住者の給与所得に対する税率は一律 25% である。通常、非居住者の資格を得るには、申請が必要となる⁴³。

たとえスウェーデンでの就労日数が 183 日以内で、スウェーデン企業または恒久的施設から報酬を受け取っていない場合でも、スウェーデンに経済的雇用主がいるとみなされる場合、限定的な納税義務を持つ個人でもスウェーデンで納税義務を負うことがある。

また、スウェーデン国内法およびスウェーデンと日本の間の租税条約に基づき、スウェーデンまたは日本の国家のために行われる業務には、一般的に特別な規則が適用されることに注意が必要である。これらの規則は複雑である可能性があるため、詳細な確認を推奨する。

スウェーデンに移住して就労するスウェーデン国籍を持たない個人は、専門家税制優遇措置 (Expert Tax Relief) の対象となる場合がある。この税制優遇措置により、給与所得の 75% のみがスウェーデンの税金および社会保険料の対象となる (該当する場合)。被雇用者と帯同家族の年 2 回の帰国休暇に対する給付金もしくは払い戻し、および被雇用者の子供の義務教育や高等教育の学費も非課税となる可能性がある。この優遇措置を受けるためには、以下の基準を満たす必要がある。

- 被雇用者は、申請年以前の 5 年間に於いて、居住または継続的な滞在に基づくスウェーデンの税法上の居住者 (無制限の税法上の居住者) であってはならない。
- 被雇用者がスウェーデンに 7 年以上滞在する意図があってはならない。
- 雇用主は、スウェーデン企業またはスウェーデンに恒久的施設を持つ外国企業でなければならない。
- 被雇用者は、「専門家」「研究者」または「社内の主要人物 (幹部)」のいずれかとみなされるか、または一定の基準額を超える報酬を受け取っていなければならない。2025 年 2 月時点の所得の基準額は月額 88,201 スウェーデン・クローネである⁴⁴。

上記の基準は 2025 年 2 月現在、政府の調査の対象となっている。

この税制優遇措置には厳格な期限があることに留意が必要である。専門家税制優遇措置の申請は、スウェーデンでの業務開始後 3 カ月以内に提出しなければならない、提出期限を延長することはできない。

4. 社会保障

スウェーデンと日本の間で締結された社会保障協定によると、被雇用者は勤務している国の社会保障制度に加入することが原則である。社会保険料は勤務している国で支払わなければならない。

この主な規則から、赴任者については例外があり、赴任者は派遣元の国の社会保障制度に加入し続けることができる。スウェーデンの国内規則と日本との協定によると、スウェーデンでの就労期間が 1 年未満の赴任者は、スウェーデンの社会保障の対象とならない。

⁴³ スウェーデン国税庁 (SINK – special income tax for foreign residents)

<https://www.skatteverket.se/servicelankar/otherlanguages/inenglishengelska/individualsandemployee/newinswedenandwillbeemployedhere/sinkspecialincometaxforforeignresidents.4.676f4884175c97df4193118.html>

⁴⁴ 研究労働者課税委員会 (The Taxation of Research Workers Board) 税制優遇措置

<https://forskaraskattenamnden.se/andra-sprak/taxation-of-research-workers-board/conditions-for-tax-relief>

当協定によると、日本からスウェーデンに 1 年以上赴任する被雇用者は、赴任が 5 年を超えない予定であることを条件として、日本の社会保障に引き続き加入することができる。当協定は年金保険のみを対象としている（他の保険は通常勤務している国で支払われる）。スウェーデンでの就業報酬を支払う日本企業の場合、**2025 年**の社会保険料率は **7.79%**で、総所得に上乗せして支払われなければならない。この割合は状況に応じて異なり、毎年再計算される⁴⁵。社会保障の適用を確認するには、加入証明書を取得する必要がある⁴⁶。

⁴⁵ スウェーデン国税庁 雇用者負担率 (Employer contributions)
<https://www.skatteverket.se/foretag/arbetsgivare/arbetsgivaravgifterochskatteavdrag/arbetsgivaravgifter.4.233f91f71260075abe8800020817.html> (Swedish text)

⁴⁶ 社会保障に関する日本とスウェーデン間の協定 (2019)

VI. 要約

スウェーデンに事業拠点を設立する前に、税務上および法律上の助言を求め、具体的な状況に最も適した方法を決定することが重要である。主な検討事項には、税務上の影響、スウェーデンで展開する事業活動の種類、商業上の要件、雇用法上の検討事項、およびスウェーデンに事業拠点を設立する理由が含まれる。

外国企業がスウェーデンで設立する最も一般的な事業形態は、有限会社（**Limited company**）とスウェーデン支店（**Branch offices**）である。これらの事業形態の通常業務に関する法令順守要件は概ね同じだが、主な相違点は、株式資本、年次株主総会、利益分配の手続き、および事業体の閉鎖の可能性に関する要件であり、有限会社の方が支店よりも複雑である。

EU/EEA 諸国以外の国籍者がスウェーデンで就労するには、一般的に就労許可が必要である。スウェーデンには数種類の就労許可がある。標準的な就労許可は、短期および長期の雇用双方に適しているが、スウェーデンの給与中央値の少なくとも 80% 以上の給与が必要となる。企業内転勤（ICT）就労許可は、90 日以上スウェーデンのグループ企業に赴任する被雇用者向けで、就労する職業の基準を満たす給与が必要である。EU ブルーカードは、特定の給与と教育資格を満たす高度な技能を持つ被雇用者に適している。

就労許可保持者の家族は、被雇用者の就労許可期間と同じ期間の居住許可証を受けることができる。一定の条件を満たし、7 年間のうち 4 年間就労許可を保持した後に、永住権が付与される場合がある。事業活動の種類によっては、就労許可の要件が免除される場合があるが、個別に評価が必要である。

海外派遣労働者に関する法令（**Posted Workers Directive**）は、外国の雇用主によってスウェーデンに派遣され、スウェーデン国内のサービス受領者のために就労する被雇用者を規制している。

スウェーデンで行われる労働に対して報酬を支払うスウェーデン企業および外国企業には、一般的に雇用主報告義務が生じる。スウェーデンで行われる労働に対して報酬を支払う外国企業の場合、被雇用者の納税義務を評価し、被雇用者と雇用主の双方にどのような税負担が生じるかを判断することが重要である。一般的に、被雇用者に納税義務がある場合、外国法人は外国雇用主として登録する必要がある。

個人は、スウェーデンにおいて限定税法上の居住者または無制限税法上の居住者になることができる。無制限税法上の居住者とは全世界の所得がスウェーデンにおいて課税対象となることを意味し、限定税法上の居住者とはスウェーデンにおける所得がスウェーデンの課税対象となることを意味する（状況に応じて、スウェーデンで課税されない場合もある）。限定税法上の居住者がスウェーデンの経済的雇用主を持っているかどうかを評価することが重要である。無制限税法上の居住者の場合、まずは専門家税制優遇措置（**Expert Tax Relief**）が適用されるかどうかを評価することが重要となる。

スウェーデンで働くすべての被雇用者について、スウェーデンの社会保障制度に加入すべきかどうかを評価する必要がある。スウェーデンと日本の間には社会保障協定が結ばれており、この協定を利用することで、一方の国の社会保障制度に加入したまま、もう一方の国で一定期間働くことが可能になる場合がある。

別紙 1 用語集

	英語表記	日本語表記
A	Annual General Meeting (AGM)	年次株主総会
	Article of association	通常定款
	Authorized signatory	署名権限者
B	Beneficial ownership	受益所有権
	Branch offices	支店
E	Economic association	経済団体
	European Economic Area (EEA)	欧州経済領域
	Expert Tax Relief	専門家税制優遇措置
F	Foreign Branch Offices Act	外国支店規則
	Foreign Direct Investment(FDI)	外国直接投資
G	General partner	無限責任パートナー
I	Inspectorate of Strategic Products (ISP)	戦略製品監督庁
L	Limited companies	有限会社
	Limited partnership	有限責任パートナーシップ
M	Managing Director	代表取締役
	Memorandum of association	基本定款
N	Non-established entities	スウェーデンに恒久的施設を持たない事業体
P	Permanent Establishment	恒久的施設
	Posted Workers Directive	海外労働派遣者（赴任者）に関する法令
	Private limited company	非公開有限会社
	Public limited company	公開有限会社

Q	Quick liquidation	クイック清算
S	Screening of Foreign Direct Investments Act	外国直接投資審査法
	Statistics Sweden	スウェーデン統計局
	Swedish Agency for Growth Policy Analysis	スウェーデン成長政策分析庁
	The Swedish Civil Contingencies Agency	スウェーデン民間緊急事態庁
	Swedish Companies Registration Office (SCRO)	スウェーデン企業登録局
	Swedish Companies Act	スウェーデン会社法
	Swedish economic employer	スウェーデンの経済的な雇用主
	Swedish Migration Agency	スウェーデン移民局
	Swedish Public Employment Service	スウェーデン公共雇用サービス
	Swedish Tax Agency	スウェーデン国税庁
	Swedish Work Environment Authority	スウェーデン労働環境局
T	Trading partnership	パートナーシップ
U	Ultimate beneficial owner	最終受益者

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。
<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20250015>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部欧州課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5569
E-mail：ORD@jetro.go.jp